**令和３年度 第２回大阪府障がい者自立支援協議会 議事録**

開催日時：令和4年３月２８日（月）　午後２時～午後４時

会場：KKRホテル大阪　２階「白鳥」

出席委員（氏名五十音順）

石井　寛人 社会福祉法人 摂津宥和会　摂津市障害者総合支援センター　施設長

（大阪府障がい者相談支援アドバイザー）

上田　一裕 一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会　副会長

大竹　浩司 公益社団法人 大阪聴力障害者協会　会長

梶間　聖子 阪南市 健康福祉部 市民福祉課長

片山　泰一 大阪大学大学院教授

上林　孝子 公益社団法人 大阪府看護協会　副会長

北村　友隆 社会福祉法人　和光福祉会　事務長

黒田　隆之 桃山学院大学 社会学部社会福祉学科　准教授

小尾　隆一 社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会　常務理事

佐藤　伸司 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部

大阪障害者職業センター　所長

潮谷　光人　　　東大阪大学　こども学部こども学科　教授

新宅　治夫 大阪市立大学大学院 医学研究科 障がい医学・再生医学寄附講座

　特任教授

高取　佳代 大阪精神障害者地域生活支援連絡協議会　幹事

谷口　泰司 関西福祉大学 社会福祉学部 　教授

辻　　博文 医療法人清風会 茨木病院 法人事務局次長 兼 診療支援部副部長

（大阪府障がい者相談支援アドバイザー）

永棟　真子 社会福祉法人 産経新聞厚生文化事業団　理事

納谷　敦夫 なやクリニック　副院長

原　　順子　　　四天王寺大学　人文社会学部人間福祉学科　教授

前川　たかし　　一般財団法人　大阪府医師会　理事

松岡　克尚　　　関西学院大学　人間福祉学部人間福祉学科　教授

**令和３年度　第２回大阪府障がい者自立支援協議会**

○事務局

定刻となりましたので、ただ今から「令和３年度第２回 大阪府障がい者自立支援協議会」を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環により、可能な限り事務局の出席者等を限定させていただいており、また、マスクを着用しての出席とさせていただきますので、ご理解の程何卒よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開会に先立ち、福祉部障がい福祉企画課長よりご挨拶申し上げます。

○事務局

　皆様こんにちは。大阪府障がい福祉企画課長でございます。

令和3年度第2回の障がい者自立支援協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げさせていただきます。本日はご多忙の中、当協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また日頃より、大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜りましてこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

近年の新型コロナウイルスの影響によりまして、オンラインによって会議を実施するといった方法が普及してきております。現に第1回協議会は、オンラインで開催させていただいたところでございますけれども、本日は、適切な感染防止対策を十分に講じた上で開催させていただくこととなりました。

本日の会議は、次第にも記載しております通り、本協議会によります地域支援の取り組みと令和3年度におけます各部会における検討結果、活動状況についてご報告をさせていただく予定としております。本府といたしましては、各市町村において設置されております自立支援協議会と連携し、障がいのある方々の地域での自立と安心して暮らせる社会の実現に向けて、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

委員の皆様方には、当協議会での議論が有意義なものとなりますよう忌憚のないご意見、ご提案等をいただきますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局

それでは、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

（委員紹介）

本日は委員数27名のうち２０名のご出席をいただいております。

大阪府障がい者自立支援協議会規則（以下「協議会規則」といいます。）第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席をもちまして、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。続きまして事務局ですが、障がい福祉室関係課が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に移ります前に、お手元の資料の確認をお願いします。

（資料確認）

それでは、大阪府附属機関条例および協議会規則に基づき、本協議会を運営してまいりたいと存じますので、よろしくお願いします。なお、本協議会は運営要綱の規定により原則公開となっております。個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合は一部非公開ということで傍聴の方にご退席いただくことになりますので、プライバシーに関わるご発言をされる場合はお申し出ください。

またこの会議では手話通訳、要約筆記を利用されている委員、点字版の資料を使用されている委員がおられます。情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際はその都度お名前をおっしゃっていただくとともに、ゆっくりかつはっきりとご発言をお願いいたします。

また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり、言及されたりする場合は、具体的な箇所を読み上げる等、ご配慮をお願いいたします。

それでは、協議会規則第5条に基づき、本日の議長を会長にお願いいたします。

会長、議事進行をよろしくお願いします。

〇会長

よろしくお願いいたします。

それでは、本日は、感染防止対策を講じた上で進めさせていただきますので、委員の皆様におかれましては、どうぞご協力をお願いします。

それでは議事に移ります前に、部会委員の交代がございましたので、ご報告いたします。協議会規則第６条第２項の規定に「部会に属する委員等は、会長が指名する。」とされており、私から指名させていただきました。各部会の名簿を配布させていただいておりますが、当該部分は網掛けされた部分となりますので、ご参考ください。

それでは、お手元の次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。

まずは、議題１「大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて」になりますが、今年度第1回の本協議会の決議に基づきまして、岸和田市に大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣しており、来年度も継続的に派遣することに対して皆様方の意見を伺いたいと思いますが、まずは事務局よりご説明をお願いします。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。事務局より障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについてご説明いたします。資料1をご覧ください。

大阪府障がい者自立支援協議会は、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援を通じた地域における障がい者支援のバックアップを主に協議しております。

具体的な取り組みとして、地域自立支援協議会における現状を把握し、課題や対応策を整理、検討した上で、課題解決のため大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣し、助言等による後方支援を実施することにしております。

令和3年10月に実施しました第1回本協議会において、岸和田市障害者自立支援協議会へのアドバイザー派遣を決定させていただき、11月から派遣を実施しております。今回は派遣の実施状況の報告と、次年度の継続派遣についてご意見をいただきたいと思います。

派遣の状況を説明する前に、岸和田市障害者自立支援協議会の組織体制について簡単にご説明いたします。

岸和田市の自立支援協議会は、部会、運営会議、定例会、全体会から構成されています。

部会は、相談支援部会、権利擁護部会、地域移行部会など６つの部会があり、相談事業所のネットワーク、障がい者虐待、権利擁護、また身体、知的障がい者の地域移行などについてご検討されています。

また、運営会議は毎月1回開催され、個別支援会議での困難事例を検討したり、個別支援会議で確認した課題の取り扱いについて協議したり、定例会や全体会で協議する案件の整理をする場となっております。運営会議が、この岸和田市自立支援協議会の運営の交通整理役でありまして、自立支援協議会のエンジン部分といえる部分となっております。今回アドバイザーには、実際にこの運営会議に出席していただいて、助言等を行っております。

そして定例会は、実務者レベルで構成されていて、困難事例の対応のあり方や、運営会議で整理された課題を整理、検討し、必要なものは全体会に意見を求める場となっております。

そして全体会は各団体の代表などで構成され、相談支援事業の実施状況および運営評価や、定例会で必要とされた事項について協議する場となっております。

別紙をご覧ください。アドバイザー派遣の実施状況の報告でございます。

まず、岸和田市へ派遣した経緯、理由でございます。

地域の自立支援協議会は、個別相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく役割を担っていますが、岸和田市の現状の課題として、先ほどの運営会議で地域課題について振り分けをしているのですが、その課題認識が不明確なまま、定例会で検討されていることや、会議自体が報告会になる場合もあること、また課題を挙げても大きな問題については解決の方向性を示すことができないといった課題がございました。

また岸和田市では、令和3年10月から相談支援体制の再構築をされています。

これまでは障がい種別ごとに３つの相談支援事業所に相談業務を委託しておりましたが、市民がより身近な地域で障がい種別に関わらず利用できる相談窓口を整備するため、市内を6圏域に分け、圏域ごとに６つの相談支援事業所に委託し、相談支援体制の再構築を行いました。

この相談支援体制の再構築をきっかけに、協議会の参加者全員が地域自立支援協議会の機能を十分に理解し、地域課題を自らの問題として捉え、主体的に参画できるようにするとともに、運営会議で集約された課題を地域課題として、地域自立支援協議会メンバーで共有した上、解決の方向性を示せるよう地域自立支援協議会の仕組みの再構築を図っていく、ということでございます。

具体的な支援内容でございますが、令和3年11月に協議会の現状および課題を確認するとともに、運営会議に出席し、実際の運営会議の様子や議論を把握した上で今後の方針を伝えております。

また、12月に運営会議の構成員に対し、他市の資料を参考に、具体的な運営方法や、参画しているメンバーが、課題について共通認識を持つことの重要性を伝えるとともに、協議内容の見える化を提案しております。また、構成員に対し、協議会の運営方法についての意見、考えを書面で出すよう助言しております。そして令和４年2月に構成員から提出された協議会の意見の内容を確認し、お互いの意見を共通認識するとともに、次回の運営会議において各部会の状況および事業者の業務上の課題を部会の参加者から意見聴取することとしております。

進捗状況および今後の見通しでございます。

進捗状況でございますが、協議会の活性化を図るため、主に運営会議における議論の見える化を提案するとともに、現時点では協議会の実情や構成員の現状認識と意見などを把握することに力点を置いてきたため、今後効果的に運営の活性化を図れるよう、構成員間で目指すべき方向性の共通認識を持てるよう環境作りをしている段階でございます。

今後の見通しとしては、令和4年度から運営の活性化に向けた具体的な取り組みを実施するとともに、構成員以外の協議会の参画者についても、地域自立支援協議会の役割等を認識してもらう講義などを行い、地域自立支援協議会の目的や機能の共通認識を深めることをめざしていく予定です。

そのため、引き続き令和4年度も岸和田市障害者自立支援協議会へアドバイザー派遣を継続したいと考えております。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

本日ご出席の委員が岸和田市に大阪府障がい者相談支援アドバイザーとして派遣されておりますので、先ほどの事務局のお話に補足があればお願いいたします。

○委員

アドバイザーとして、もう10年近く活動をさせていただいており、これまでにいくつかの市に行かせていただいているが、最初の方は協議会というものがまだなじみのないもので、各市の方で協議会そのものの立ち上げ支援を中心に行かせていただいておりました。

最近については、前回の協議会でも挙がりましたが、各市町村の協議会の形骸化というのが課題となってきています。今回、岸和田市に行かせていただき、まだ4回ですので、それほど大きな変化はないですが、岸和田市も同じように形骸化している様子がうかがえます。

私が当初、昨年の1１月に行かせていただいた際には、ほとんどの運営会議の皆様は私が何のために来ているのかということを、わかっておられませんでした。いつも通りにお願いしますということで、会議は進めていただいたのですが、形骸化する特徴である”報告会”というような会議になっています。

報告会も、紙ではなく、それぞれ口頭でしゃべり続ける形で、担当の部分を話し、市からの連絡事項で終わっている。実際に参画されている委員の方に、この会をどのように感じているかの率直な感想を今年に入ってから聞くようにしました。いろいろな意見を聞かせてもらっている中で、特徴的だと思ったのですが、皆さん協議会を何のために行っているのかをいまいちわかっておられない。運営会議の委員は、各部会の長を兼ねておられるが、その部会の運営の仕方ももう一つわかっておられない。一つ一つ、何のために協議会をしていくのか、先ほど、課題の困難事例の選定の話も出ておりましたけれども、実際には、そんなに困難事例が上がってきている様子も見受けられない。吸い上げ機能がうまく機能していないという状態であると思われます。

私の方から、そもそも協議会がどういう仕組みなのかをかなり時間をかけまして一から説明をさせていただいて、これから取り組みを始めさせていただこうかなという段階です。

皆さんの方からは、協議会って国が決めているものではないのですか、会議の回数も決められているのですよね、という質問も出てくるぐらいです。これは今後の課題として、岸和田市に限らず、協議会というのは、現在は各市で当たり前に開催されています。立ち上げ当初のメンバーは、当然、時間の経過とともに異動や退職によって、変わっていきます。そうすると開催するということだけが独り歩きしてしまい、実際中身が伴わない会議内容になるのではないかというのを危惧しております。

岸和田市についても、地域自立支援協議会の役割や機能について、かなりお話をさせてもらったので、参加者からは「そのような事（現場の問題等）もこの場で話して、議論等もしてもいいんですね」というような声も聞いております。4月以降、どのようなものが上がっていくのか、部会の運営の仕方も相談していけたらと思っております。

○会長

ありがとうございました。今のご発言は全国の協議会にあてはまることかと思います。

あと、今のお話を聞いても、まだこの1年で完了するわけではないのだろうなということを読み取りましたが、ここで皆様方、ただいまの議題1のご発言に対して、ご質問、ご意見ございましたら、頂戴したいと思います。

先ほど、形骸化という話がございましたので、どんどん発言していただいて、形骸化を防ごうと思いますが、私から1点よろしいでしょうか。

別紙の上から8行目ぐらいの事務局からの説明で、課題を挙げても問題が大きすぎると解決の方向性を示すことができない、と。これは一番大事なことで、大きな課題という認識があるができないという自立支援協議会の問題というよりも、ここで挙がった課題を市がどう吸い上げてくれるかという部分がショートしているような気がするが、そのあたりの行政との関わりはいかがでしょうか。これがもしうまくいくようでしたら、もっとよくなっていくのではないかと思いました。

○事務局

私も岸和田市に行かせていただきまして、運営会議の様子をうかがいましたが、協議会の会議の雰囲気自体は皆さん活発に発言されて、良いところもありましたが、確かにアドバイザーからも言っていただいたように、少し報告会のようになっており、これまでも何か大きな問題があがっても、それだけで終わっているところでした。その課題をどう解決していくかについて、この場で協議していかないといけないという認識が薄かったので、これからその部分をアドバイザーにテコ入れしていただきたいと思っております。以上です。

○会長

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

○委員

岸和田市のようにこれから芽がでる地域はよいと思うのですが、大阪府内の市町村がたくさんある中で、そうでないところで本当に困っている市町村があるので、ここはぜひ事務局のほうでもっとしっかりとヒアリングをしていただいて、アドバイザーの派遣の件数を増やしていただきたいなと思います。

具体的な例を申し上げますと、ある市に、以前アドバイザーの方が行って、ずいぶんと関わってこられたと思いますが、その後ははっきり言いまして、現場の支援体制が非常に心もとない状況になっているということで、本当にどうしたらいいのかといろんな方から直接相談を受けるたびに感じる市の一つです。

どうぞよろしくお願いします。

○会長

ありがとうございました。

まさに市町村間のばらつきというのは、府のみの問題ではありませんし、私自身としては府がこのように取り組んでいるというのは、まさに都道府県の役割を果たしているとは思うのですが、もちろんこれからもっと充実させていかなければいけませんが、この辺りは体制も含めて事務局で検討していただけますでしょうか。

○事務局

次年度も引き続き市町村のヒアリング等を通じてその辺の課題は吸い上げていきたいと思います。またよろしくお願いします。

○会長

府として、このあたりリーダーシップをよろしくお願いします。

　お願いします。

○委員

私は今回の参加が初めてですので、的外れの発言であればご容赦いただければと思います。前回の議事録を拝見しまして、官民連携というのが課題にあがってきていたが、今回は出てこなかったので、どのようになっているのかなというのが、まず１点目です。

２点目として、岸和田市に派遣することに異論はないです。しかし、何のためなのか、どうやって進めていくのかということも大切ではありますが、その後派遣をどのような場合に引き上げるのか、目標が達成できたのかどうかをどのように評価するのかということについて、どうお考えなのかお聞きしたいです。

○会長

ありがとうございます。

まずは一点目、官民の連携についてはどのような状況になっているか、事務局よろしいでしょうか。

○事務局

官民連携で言うと、自立支援協議会も行政だけで進めていくのではなくて、民間の事業所の方やさまざまな障がい福祉サービスの提供事業所、相談支援専門員の方が協力していく必要があります。岸和田市の場合、事務局で市が入り、基幹相談支援センターは直営で設置されているのですが、なかなか行政が中心というふうになってしまう側面が強いため、今は事業者の方も参画していただいているので、その方たちにもう少し中心になって活動していただく形で動こうと、今は組織体制を変えていこうとしているところです。その辺りもまたアドバイザーと一緒に変えていければいいかと思っております。官民連携については以上になります。

○会長

ありがとうございました。

協議会に行政が参画した際の立ち位置について、言うことを聞けというのもだめでしょうし、全くの部外者というのも駄目でしょうし、そのあたりを岸和田市が府のモデルとなるような形でアドバイスしていただければと思います。

2点目の終結するタイミング、これは難しいですよね。数字的なものにするのか、委員の話を聞いていると、形骸化しているものが、よしやるぞという風に活性化というような数字に表れないものになった地点が、引き上げるタイミングかなと思ったのですが、そのあたり基準的なものとかないですよね。

○事務局

事務局でございます。

明確な基準というのはおっしゃる通りございませんので、やはり今回の岸和田市の場合、各課題をどう吸い上げていくというスキームが今機能してないというところがございますので、その部分について目処が立ったところが、一旦終了する頃合いかと思っております。

○会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

○委員

ありがとうございました。

先ほどある市で、アドバイザー制度についての趣旨が伝わっていないという話があったかと思いますので、岸和田市について、アドバイザー制度が他に普及していくかどうかの１つのきっかけになればいいのかと思います。その時に、アドバイザーを受け入れてよかった、と、単によかったという雰囲気的なものではなく、説得力のある具体的なものとして、形をつくるというのがあればと思いましたので、難しいところもあるが、活動を通して見つけていくことをしていただければ、ありがたいのかなと思います。

○委員

今のご質問について、私は府の職員の立場的に答えてしまうかもしれませんが、アドバイザー派遣というのは、平成19年から15年ほどたっておりまして、いわゆる一般的な市町村からのアドバイザー派遣の要請を受けていくパターンと、この大阪府からの自立支援協議会の要請を受けていくというパターンがあります。

後者につきましては、いわゆる大阪府の方からアドバイザーを受け入れてねということで、いずれにしても今のアドバイザー派遣の評価については、どういう基準かという具体的な基準はございませんが、このアドバイザーは現在９名おりまして、2ヶ月に1回アドバイザー会議がございます。アドバイザー会議では、アドバイザー派遣をした結果を報告し、いろんな意見を交わし合っております。委員が行かれたアドバイザー派遣をうけて、他のアドバイザーからもこういうやり方があるのではないか等々の意見が出て、そこでまた修正をしていくという機会がございます。

○会長

ありがとうございました。

９名いらっしゃるというのは、他県からしたら羨ましいところかと思います。

○委員

質問です。今協議会全体についていろいろと教えていただきましたが、私も各自治体の協議会の委員をしていたことがあるが、それぞれの部会の方も同じように形骸化しているのか、部会の方は機能しているが協議会は少し報告的になっているのか、その辺りはどうでしょうか。

就労支援部会を各地域で作りましょうという流れが昔あり、その時に私は自分の地元で、就労関係の部会を作るのを一緒にやったことがあるのですが、その際には施設長クラスの人に出てきていただくのではなくて、本当に現場、直接利用者の方と関わっているような方たちに集まっていただいて、どのように作っていこうかと。最初はお互い顔も知らないところだったのを、就ポツであったり、いろんな機関をつなげて作っていきましょうという形をしていたら就労支援部会の方は、割とうまくいってたかなと思うんです。

ただ他の部会は最初から作られていることも多いですし、どういう形なのかなと、思いました。例えば岸和田市さんはどうなのかというのをお知らせいただければと思います。

○会長

ありがとうございました。お聞かせいただけますか。

○委員

まだ、部会の細かい内容のところまでは話ができておりません。実はこの３月に、各部会の活動状況、細かいところを確認する予定でしたが、2月、３月の頃の、まん延防止等重点措置の期間は開催されていない部会が多く、内容が把握できない部分も多くありました。しかし、就労部会については唯一それなりに動いているところがあります。ただ、部会からあがってくる声を聴いたところ、主観的な表現ならできるといいますか、就職について個別に直接企業にあたって、この方は就職できました、けれどもそれは部会として活動したというよりは、個の繋がりで活動しているような印象で、何が根拠なのか、いわゆるエビデンスの部分がどこにあるのかがあまり見えないことが課題かなと思って聞かせてもらいました。他の部会については、実際問題のところ、うまく機能していないのではないかと思います。先生がおっしゃっていた通り、就労部会についてはどこの市の方も割と動きやすい傾向があります。

就労支援については、割と明確な目標があり、課題や目的が明確にしやすいので、ポンポンと進むことが多いのですが、それ以外の部会については、何が課題で、それがどういうエビデンスをもとにやっていくのか、というのが、明確化されないことが結構多いかと思います。

○会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

○委員

私の経験上の話になってしまいますけれども、就労部会以外でもやはり個別の支援をされている方たちが、個別の支援の中での課題を見つけていくことができるのだと思うのですが、それを地域全体の課題、市町村の課題として捉え直していく、整理していくというところで、やはりそれぞれの委員が難しさを感じているかと思います。日ごろそういう仕事の仕方をされていないことから困難があるのかと思いましたので、何かそういったところを支援していただけたらいいと思います。

あと何かこうやって課題を挙げていっても、だいたい市の障害福祉課では担当者の方が「そのあたりがちょっと難しいです」、「それは今のところこうやっているんです」など、積極的に構造を変えていくような方法をとるのではなくて、今までの枠組みの中でどうにか入れ込んでいく方向性で解決していくことが、経験上多いと思いますので、何かその辺りもどう突破といいますか、どう変えていけたらいいのかなというのも、どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

○委員

今皆さんご存知の通り、私も含めて障がい当事者が委員として出席しています。つまり、支援される障がい当事者が議論に参加できる仕組みになっているのだと思っています。

岸和田市の場合は、障がい当事者の代表者が参加されているのかどうか、参加されている場合なら障がい当事者の立場で相談支援についての議論が、障がい当事者にとっていい方向に進んでいるのかを発言できるような雰囲気を作らないと、障がい者を置いて専門家だけで話しているということになっていないかという心配があります。それぞれの自立支援協議会の行政の方は、障がい当事者を除外してしまうと、大した議論もできないのではないかなと感じています。そういった当事者の意見を取り入れられる組織になっているかということをお伺いしたいと思います。

○会長

はい、ありがとうございました。

このあたりはどうでしょうか。事務局から、当事者の参加、それからご意見の様子等わかる範囲で教えていただければと思います。

○事務局

事務局でございます。実際私も行かせていただいた運営会議の方にお一人ですけども当事者の方がいらっしゃいました。細かく各部会でどれぐらいいるかまでは今わからないですけれども、当事者を排除するような雰囲気ではございませんでした。

○会長

いかがですか。

○委員

参加している当事者も一緒に議論ができているかどうか、今の委員のご報告をお聞きしますと、それぞれの立場で報告して、確認し合って終わっているというお話でしたので、障がい当事者の方もそういったものかと思って、黙ったまま出席されているのではないかと、そういう雰囲気ではないのかどうかをお聞きしたかったんです。

○事務局

事務局でございます。

私が出席した会議では、むしろかなり積極的に発言をされておりましたので、その点は大丈夫かと思います。

○委員

私どもも市町村の自立支援協議会等に分担制で職員、役員を派遣しておりますけども、やはり地元の市町村によって、自立支援協議会と障がい者施策推進協議会、この二つの会議の関係は、本当に様々です。経験から言いますと障がい者の関係の団体の方は、障がい者施策推進会議の方によく参画されることが多いと思います。自立支援協議会はどちらかというと事業者の集まりで、そこでいろんな課題を抱えているように私は印象を持っております。

○会長

ありがとうございました。

地域差はそれぞれあると思うのですが、委員がおっしゃられた”当事者の方々が積極的な位置を占めていく”というのは、以前からもそうですが、今後も障がい領域の一番のテーマになると思います。

それから、令和４年度からは、施設、事業所での虐待防止委員会の設置が義務となり、当事者の参画が望ましいとされ、各施設事業所がこのあたりを受け止めていくことが試されているかと思うので、引き続き協議会では当事者の方々の参画状況と、ばらつきの有無等を注意しながら、資料でお示しいただいたり、ご発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、当初、議題は、来年度も引き続き岸和田市に継続して委員を派遣することについての是非を問うものでございますが、事務局の意見を聞く限り、ビフォーアフターではないですが、入っていく前と入った後では相当に違ってきている。ただ尚且つここで止めてしまっては、なかなかよくないのではというような説明であったかと思うのですが、継続して派遣させていただくということでご了解いただいてもよろしいでしょうか。

○委員

はい。（異議なし）

○会長

　それでは、来年度も継続的に派遣をよろしくお願いいたします。

その他の地域支援の取り組みとして、地域自立支援協議会情報交換会、資料1の裏面になりますが、こちらについて事務局からお願いします。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。地域支援のもう一つの取り組みとして実施している地域自立支援協議会情報交換会についてご説明いたします。

情報交換会は地域自立支援協議会のメンバーを対象として研修会の実施や、好事例の共有、意見交換等を行うことで、各地域自立支援協議会の活性化を目指すために定期的に年2回実施しております。地域自立支援協議会の役割は、障害者総合支援法におきまして、障がい者への支援体制に関する地域課題について情報共有し、関係機関との連携を緊密化し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行うこととされております。

その地域課題について、第1回を7月に実施したのですが、情報交換会のアンケートにおきましても、地域課題の抽出の具体的な方法がわからない、地域課題抽出の好事例を紹介してほしいといった希望が多かったことから、第2回の情報交換会におきましては、地域課題の抽出をテーマに開催させていただきました。情報交換会は2月28日にオンラインで開催し、30市町村の地域自立支援協議会の構成メンバー、約50名の方と、大阪府障がい者相談支援アドバイザーの7名の方に参加していただきました。

内容としましては、1点目として、事例の紹介ということで、摂津市で地域課題の抽出をうまくされているということをお聞きしましたので、摂津市の取り組みについて事例紹介させていただきました。また２点目として、相談支援アドバイザーから、地域課題の抽出のツールの一つである地域課題分析シートについて、これは参考資料として後ろにつけさせていただいております地域課題の分析シート、これを用いまして、各項目の解説とともに、この分析シートの活用方法について説明いただきました。また3点目として、事前に各市町村からこの分析シートを提出していただいておりましたので、それをグループにわかれて情報交換をいたしました。

各グループには相談支援アドバイザーがファシリテーターとして入っていただき、事前に提出いただいた分析シートについて、各項目の記載内容について指導、助言いただくとともに、分析シートを活用して、どのように地域課題を抽出し、解決策を考え導き出すのか、その手順プロセスについても確認していただきました。また地域課題が単なる思いつきや感覚的なものにならないよう、数値やデータなど、客観的な事実に基づいた現状分析および検証ができているかという点についても確認していただきました。

参加者の感想としましては、これまでこのような分析シートを使っていなかったが、今後は活用していきたいといった声や、他市の意見や状況を聞くことができて参考になったという意見、またファシリテーターの方から具体的な助言があってよかったといった意見をいただいております。事務局からの説明は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。この情報交換会には同じく障がい者相談支援アドバイザーの委員が参加されていると聞いております。事務局の説明になにか補足はございますでしょうか。

○委員

お配りされているこの参考資料の地域課題分析シートにつきまして、これは大阪府が実施している相談支援従事者研修で使うシートになっております。いわゆる大阪府で相談支援専門員になろうとすると受講することになる従事者研修などの各研修の演習で使う資料を今回使いました。逆に申し上げますと、相談支援専門員は地域課題抽出の技法というのを研修で学ぶ機会がありますが、実際、各自立支援協議会では学んだことを使用する機会がないので、５年に１回ぐらいまた（研修の機会に）勉強してという形になっているかと思います。

更に言いますと、市町村職員や他のいわゆる当事者の方も含めて、事業者、また専門機関の方はこういった地域課題を抽出することそのものもご存知ない方も多くいると思いますし、抽出の仕方についても、学ぶ機会がございません。ですので、自立支援協議会が一体何を目的に、どこに向かっているかということが、多くの市町村地域自立支援協議会でわからなくなってきているということが、先ほどから皆さんがおっしゃっている活性化に繋がっていないということと私は分析しております。

我々の生活には課題という言葉がいっぱい出てきますが、課題には必ず根拠があるものです。その根拠をしっかりと示していくことが自立支援協議会の場ということになりますので、例えば今回8050問題という仮のテーマで各市町村の方にこのシートに落とし込んでいただいていますが、やはり8050問題が一番表面的な課題で出てくることは、専門機関が、専門性を発揮しすぎて専門機関同士の連携ができないので、例えば家族の中にはいわゆる生活のしづらさを感じておられる家族、世帯の方に対する支援、家族支援が円滑に進んでいかないということが地域課題ということは日本中で起きていることかと思います。これは明らかに社会福祉分野における分野ごとの支援を日本が行ってきた弊害です。これは障がいで言えば、障がい種別で支援をしてきた弊害であり、これをどうにかしないといけないところをしっかり根拠づけて、課題を立てて、その課題の解決方法を考えていくという演習をいたしました。

結果的に言うと、やはり根拠というのを見出すのに苦労されている市町村が多かったかなと思います。そういう点については、最終的には、大阪府の相談支援アドバイザー派遣を活用していただいて、具体的なシートの地域課題抽出の仕方、解決の方法の検討についても、アドバイザーと一緒に考える機会を皆様検討くださいということで投げかけて終わっております。以上です。

○会長

ありがとうございました。

おっしゃるように、この事業者側の視点というのは、なかなか行政職員が全て持っているわけではないかなと思います。

もちろん社会福祉士等専門職の資格を持たれて、行政職で活躍という方もいらっしゃいますが、実践面で考えるということについて、こういうシートを用いて行っていくというお話は非常に大事だと思い聞かせていただきました。

この情報交換会について、特に皆様方ご意見等はよろしいでしょうか。先ほどの当事者参画という部分は情報交換とどう絡んでいくのかはわかりませんが、本日ご意見がでましたので、そのあたりも意識しながら、情報交換会を頑張っていただければと思います。よろしいでしょうか。ではまた後でお気づきがございましたら、お願いしたいと思います。

それでは、議題の二つ目にうつります。議題２は各部会の活動報告についてということで、各部会長から順に説明をお願いしたいと思います。まずは、「ケアマネジメント推進部会」の活動報告について、部会長よりお願いします。

○委員

ケアマネジメント推進部会　部会長でございます。令和3年度のケアマネジメント推進部会の活動について、資料２の1ページをご覧ください。

今年度は地域で中心となって地域作りを担っていただく主任相談支援専門員の役割を中心に審議をいたしました。

第１回目については、令和3年7月29日に開催をし、令和2年度に実施した市町村および主任相談支援専門員を対象とした調査結果をもとに、市町村へのヒアリングにより見えてきた課題を整理しています。委員の方から出てきました主な意見としては、課題整理を踏まえ市町村の相談支援体制における基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の三層構造、その中でも相談体制のすみわけや、主任の位置づけというものがその三層の中でどういった形であるのかということについて議論をしていきました。やはりこのあたりは「指定特定相談支援事業所で主任」という形でされている場合と、基幹や委託に配置されている場合で役割も少し異なってくると考えまして、そのあたりを人材育成ビジョンで反映することができたらというような意見があがりました。

第2回の会議としては、令和4年3月7日に実施をしております。この中でも議題は同じように主任相談支援専門員の役割について審議をして、また事務局の方から令和３年度の障がい者相談支援事業の実施状況の調査結果の概要についての報告もありました。

検討内容といたしましては、事務局から提案された主任相談支援専門員の目指す姿ということで、先ほどの3層に分けて主任相談支援専門員の役割を整理をしていただきました。ただ、そういった内容をすぐに相談支援専門員の人材育成ビジョンの改定ということに反映できるかというと、もう少し議論が必要ということで、次年度にもかけて進めてまいりたいというふうに考えております。

委員からは、三層構造、各機関に配置されている主任相談支援専門員の活動イメージということを重要に、役割や具体的な活動を精査した上で実施すべきであると意見が出ました。主任相談支援専門員の意識調査をしているのですが、その中では、「主任相談支援専門員ということで、誇りを持って活動できるようになった」や、「地域課題を集約しないといけないという責任を持てるようになった」という意見もありますが、やはり「役割が不明瞭である」というような意見が大変多くありましたので、そういったところが一つわかりやすく示せたらというふうに考えております。

また主任相談支援員の役割ということで言うと、地域作りや人材育成、特にインターバルを行っている相談支援従事者初任者研修、現任研修での実習に関わっていただいておりますが、面での課題の抽出をしっかりしてもらわないといけませんし、地域の中での相談支援体制の強化というところも、好事例をもっと集める必要もあるのではないかと考えております。役割がわかるようなチェックシートを作れたらというふうに考え、あるいは次年度の検討といたしましては、資料を作成しながら、大阪府の相談支援専門員人材育成ビジョンの中に主任相談支援専門員の役割ということで追加の項目を入れていこうと考えております。この内容については、次年度前期中に作成ができたらというふうに考えております。作成後は、本ビジョンを大阪府ホームページに掲載するとともに市町村に周知する予定になっております。

次年度の予定については、その他主任相談支援専門員以外にも相談支援体制の大きな形作りというところで、過去に作成しましたハンドブック、マニュアル、そういったものの改訂を考えて進めてまいりたいというふうに考えております。説明は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。非常にたくさん部会がございますので、一旦説明いただき、後ほど全体を通して、質問を頂戴するという形にしたいと思います。

では続きまして、高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会につきまして、部会長よりお願いいたします。

○委員

高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会、部会長でございます。

活動報告をさせていただきます。

今年度の検討テーマといたしましては、高次脳機能障がいのある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、各支援機関のネットワークを構築することを目標として、どのようなネットワークを構築していくべきか、また、そのネットワークを最大限に活かすためにはどのような手法が効果的か、検討を進めてまいりました。

部会の開催実績でございますが、第1回部会は、令和３年９月10日に開催をしまして、事務局から各種調査に基づき地域の社会資源などを整理の上、府・圏域・市町村の役割に関して整理の上、「地域支援ネットワークの再構築」と「診断・治療が可能な医療機関の開拓」に関して新たな取組みについて提案があり、その方向性を審議しました。

委員からは、「府の事業が終わったと同時に、ネットワークも途絶えてしまう」ことにならないよう、継続性を確保するための工夫の必要性について、具体的な提案も交え、意見をいただきました。

第２回部会は、議題は第１回部会から継続した上で、令和４年２月21日に開催しました。事務局から「支援ネットワークの構築」、「医療機関の開拓」、「子どもの支援」、「普及啓発・人材育成」の4つの分野について、６つの新たな取組みの提案があり、その方向性や実施内容、スケジュールについて検討を行いました。委員からは、取組みの充実のための助言をさせていただきましたが、特に子どもの支援に関しては、当事者にとっての1年は非常に大きいものであることを意識し「スピード感を持って取り組んでいくことの重要性」について意見をさせていただいています。

このように、今年度の検討結果としましては、令和４年度から３ヵ年で順次実施予定の新たな取組みに関し、方向性や実施内容、スケジュールを審議したところでございます。主だったところでは、地域支援ネットワークの再構築に関する取組みとして、地域別実践研修がありますが、２次医療圏域ごとに、地域の支援機関が事務局となり、その地域に必要な研修を実施することにより、地域課題の共有や連携強化を図っていくことを狙いとしています。

また、当事者等が地域資源を把握しやすくなるように、府のホームページにおいて、診断等が可能な医療機関の一覧を公開する予定です。

次年度の検討項目でございますが、引き続いて、各支援機関のネットワークの充実などをはじめとした、支援体制にかかる検討を行う予定です。また、新たに普及啓発用の動画コンテンツを作成するため、部会にワーキンググループを設け、内容を検討することにしています。高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会の活動報告は以上です。

○会長

ありがとうございました。ただいまの説明に何か、ご質問等ございませんか。

余談ですけど、手引きについては、私は非常に活用させてもらっております。それでは、続けて発達障がい児者支援体制整備検討部会、こちらの活動報告につきまして、よろしくお願いいたします。

○委員

発達障がい児者支援体制整備検討部会について、令和３年度の検討状況について説明します。これまでの会議の開催実績ですが、昨年11月に第1回部会を開催し、1月にこどもワーキンググループ、2月に成人ワーキンググループを開催し、新・大阪府発達障がい児者支援プランの評価や大阪府発達支援拠点等のあり方などを議論しました。なお、今年度第2回部会を、明日2９日に開催する予定としております。

令和３年度の検討内容及び取組みの成果としましては、まず、新・大阪府発達障がい児者支援プランに基づき、平成30年度から令和2年度の計画期間３年間に取り組んできた発達障がい児者支援施策の効果検証や評価を行いました。明日、開催する部会で最終評価をとりまとめることにしていますが、今回の評価は、是非とも、今後の施策推進に活かしていただきたいと思います。

また、大阪府発達支援拠点等のあり方について議論を行っておりますが、その中で、「厚生労働省所管の「障がい児通所支援のあり方に関する検討会」の報告では、放課後等デイサービスや通所支援事業所の質の確保が指摘されており、今後は市町村が設置する児童発達支援センターが地域の中核的な支援機関としての役割を担うべきとされています。まさしく、府が先駆的に取り組んできた発達支援拠点の機能であり、今後は、国の動向も踏まえながら児童発達支援センターと発達支援拠点の連携方策や重層的な支援体制の構築に向けた具体策を検討すべき。」といった意見が出たり、議論がなされたところです。

今後は、国の動向も見据えながら、重層的な支援体制の構築に向けた検討を進めていきます。

次年度の検討項目としましては、さらなる発達障がい児者支援の取組みについて、検討する予定です。また、市町村による１次機能、各圏域の発達支援拠点による２次機能、府域の発達障がい者支援センターによる３次機能が、それぞれの役割を担うことで、重層的な支援体制が構築されるよう、検討します。

以上をもちまして、発達障がい児者支援体制整備検討部会における、これまでの取組状況等について、ご報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。ただいまの報告についてご意見等ございませんでしょうか。

元々放課後等デイサービスはどこでも課題になっていると思いますし、機能分担に関しましては、やはり、医療の方々が本当に得意とされているところだと思いますので、引き続き検討の方よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、「障がい者虐待防止推進部会」の部会長は本日ご欠席ですので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

障がい福祉企画課権利擁護グループからご説明させていただきます。

障がい者虐待防止推進部会については、令和３年度は、令和4年2月21日に開催しました。部会の検討テーマを３つ挙げておりますが、その2番目3番目の項目に、より重点を置いて部会で検討していただいております。本部会は障害者虐待防止法第39条の「都道府県における関係機関との連携協力体制の整備」の趣旨を踏まえ設置しているため、大阪府の障がい者虐待の対応状況の概要と取組みについて報告も行いますが、大阪府・市町村・関係機関の連携強化方策などについても議論が深まるような工夫を検討して開催しています。

令和3年度の開催実績及び検討内容について、検討内容として大きく2点書いております。(1)は大阪府からの取組み報告と和泉市、高槻市から取組み報告をしていただきました。府の取組みとして令和3年度の施策を説明するとともに、少し古いのですが令和元年度のデータを分析とともに提供いたしました。というのも虐待防止に関する国の全国調査の公表が今年度遅れていて、現時点で未公表。今週中には公表予定となっております。府のデータも国が公表してからの公表を国から要請されているため、これが最新データになっております。

和泉市と高槻市からはそれぞれの特徴的な取組み内容を説明してもらいました。和泉市は自立支援協議会の中に「支援の質向上・ICT活用プロジェクトチーム」を立ち上げ、今後全体的な支援の底上げやネットワークの構築を図る中で、虐待防止につなげていきたいとのことでした。高槻市については、虐待防止法に基づく連携協力体制と差別解消法に基づく支援地域協議会を兼ねた組織運営を行い、具体的な成果として、啓発物のカードの両面に虐待防止と差別解消それぞれを配したものを作成して市内広く啓発に努めたという取り組みを行っておりました。検討内容の(2)は、部会の委員の皆さんから、虐待防止に向けたネットワークの関係機関としての観点から、それぞれの所属する組織の取組みを中心に、ご説明やご意見をもらいました。

委員の主な意見については、1点目は府に対してということで、今後の検討課題とさせてもらうことと、2点目、3点目は市の取組みに関してのご意見でして、両市とも課題意識を共有しており、今後に活かしたいとの意向でした。4点目は全体を通しての部会長からのご意向となっております。

令和３年度の検討結果については、今年度の部会は先月行われたものなので、それを直接的に受けてというものではないですが、前年度も含めた部会検討の方向性を受けて、府は虐待防止施策の最前線の主たる実施者である市町村の虐待対応力向上と虐待防止ネットワークの整備推進を課題といたしまして取組みを進めたところです。①②、それぞれ大阪府として主な活動について抽出しております。

次年度の検討項目のところですが、1点目は、先程も触れました法第39条の趣旨を踏まえ、関係機関の連携強化などについて議論を深めていけたらということでございます。先ほどもご説明させていただきましたが、部会の検討内容の(2)のところで「各関係機関の取組み状況」についてで、各委員さんからお話してもらったが、時間が限られたこともあり、意見交換まで至らなかったため、次年度は更に充実させられればと考えております。

2点目のところ、虐待防止法の法施行は平成24年10月で、10年の節目を迎えます。これまでを振り返るのにもよい時期かと思われるため、まとめを報告し関係機関との共有を図り、また議論に供したいと考えております。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。ただいまの発言に関して何かご意見を頂ければと思います。

続いて、部会の報告に移りますが、地域支援推進部会について、資料は5ページであり、私の方から報告をさせていただきます。

部会等の検討テーマということで、令和3年度中の到達目標としましては、第5次大阪府障がい者計画の最重点政策でもある入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進、これを着実に進めるため府の取り組み内容および市町村の取り組み等の状況把握と課題整理を行っていって、今後の施策について検討する必要がございます。

このうちの精神科病院からの地域移行への推進ということに関しましては、精神障がい者地域移行推進ワーキンググループを開催いたしまして、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムや、あるいは大阪府の長期入院精神障がい者の方々の対応支援強化事業についての報告がありました。

意見でございますが、精神障がいの方にも対応した地域包括ケアシステムに関しては、ここにも当事者が出ておりますが、当事者や家族の目線で、どのような役割を果たしてくれるか、こういった部分をわかりやすく示すことが必要である。そして、マクロ視点の施策を個別支援にどうつないでいくのかというところが大事になる。さらには、協議の場ということで、市町村協議の場を活性化させるためには、運営主体をやはり明確にしていくべきではないかというところ、そして、居住支援に関わる関係者の協議の場への参画を促していく。先ほどの意見と共通の部分になりますが、退院支援に関しましては、退院後も安心して暮らせるというような地域サービスの充実が必要ではないかということがございます。

これらを踏まえて、その下になりますが、次年度の検討項目の予定としまして、包括ケアシステムにつきましては、市町村の協議の場の取り組み状況、検討された内容を集約して、市町村に対して、協議の場の活性化に必要な支援を、府の自立支援協議会の部会としてやっていくとともに、わかりやすい情報発信について検討していく。

退院支援につきましてはこれまでの課題を検証しまして、令和5年度以降の見直しというものを行っていくということとしております。

もう一つの基盤整備促進ワーキンググループは、今年度はまだ開催できておりません。これはどちらかというと3年に一度、計画の見直し時期に、例えば地域支援、地域生活支援拠点の整備等について重点的に協議を行っていったところでございますので、今年度のところは開催ができておりません。お詫び申し上げます。

私からの説明は以上でございますが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○委員

簡単な質問ですけれども、令和3年度の開催の実績の検討の中で、項目④、大阪府精神科病院にいらっしゃる方々の状況で、その中で聞こえない方がいらっしゃるのではないかということが気になっています。社会の中で”聞こえない”という”障がいがすぐわからない状況”で、コミュニケーションがどうなっているのか。そういったところが懸念されますけれども、病院におられる方もコミュニケーションができないということで入院ということになっているということはないのでしょうか。スタッフが話をして、聞こえない人はそれに答えたいけれども、手話が通じないということで会話ができない、コミュニケーションがとれない状況が続いていることもあるのではないだろうか。そういう場合に手話が必要な場合には、手話通訳が入ってコミュニケーションをとっていく、そういったことが必要になることもあります。聞こえない人が、そういった中にいらっしゃるのではないかということを把握する調査が必要であると思います。今の報告の中では、聞こえにくい人たちが入院をされている方たちの中にいらっしゃることを把握されていないのではないかと思い、心配しております。

○会長

このあたりどうでしょうか。在院日数の把握、加えて、障がい種別の把握など事務局でなにか持っていますでしょうか。

○事務局

生活基盤推進課でございます。大変申し訳ないのですが、在院患者調査は、先ほど部会長からもお話しいただいたように、精神科病院に長期入院してらっしゃる患者様の地域移行を目的に調査をしているもので、精神科病院、診療所の皆さんのご協力を得て、在院日数の調査、それから国の公表が遅れているので、数値が出てきてないのですけれども、医療のレセプトを集計して、入院、半年後、1年後の入院患者数の状況を出すというようなことになっています。そのため、提出上、障がい種別とクロス集計ができるような状態ではないので、別途の課題として、地域移行推進部会の地域移行のテーマとしては取り上げるかどうかはわからないんですけれども、逆に入院患者に対する手話通訳の生活の支援という形に関しては、病院で療養するという医療法に基づく入院療養と関わる部分でもあるので、健康医療部にも情報提供して、考えていかなければいけないかな、と思います。

○会長

ありがとうございました。

精神科病院に関しては、なかなか市町村の権限として難しいところもございますが、例えば障がい者支援施設であったり、あるいは地域生活をされている方々、これに関しては支給決定をしている市町村が、例えば、聴覚障がいだけにとどまらず、障がいの特性によって、生活のしづらさを抱えている、あるいは意思が伝わらないことによって支援のミスマッチかどうかというのをまた把握していただいて、適切な支援につなげていくことが必要ではないかなと思っております。ご意見ありがとうございました。

○委員

ご承知の通り、日本全国に身体障がい者手帳をもっている視覚障がい者が約31万人います。しかしながら、眼科医会でおっしゃるところのロービジョンという方は45万人います。先ほど担当課から説明があって、こういう状況だからクロスの集計をしにくいという説明をしてもらったのですけれども、今後そういうこともありましたし、結果、見えない現実を見えにくいことに関してコミュニケーションの齟齬によって違う方向に行ってしまわないかという危惧もございますので、今後の大きな課題として一つ調査もお願いできればと思います。いかがでしょうか。

○会長

ただいまのご意見、どの部会も共通のことかもわかりませんので、少し事務局の方に預かっていただいて、障がい特性による生活のしづらさの有無等について、どう盛り込んでいくかというところ、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

では続きまして、就労支援部会の部会報告につきまして、部会長よりよろしくお願いいたします。

○委員

就労支援部会の取り組み状況について報告いたします。

資料上段にありますように、本部会の検討テーマ、到達目標については記載されている通りとなっています。資料の真ん中辺り、就労支援部会の開催実績および検討内容についてですが、本部会は第1回目を9月７日に開催しまして、大阪府の第５次障がい者計画で掲げる一般就労への移行の達成状況や、今後の更なる増加の実現に向けて、課題や府の取組みについて意見を聴取しております。主な意見については資料記載のとおりですので、またご覧いただきたいと思います。

第２回目については、明日3月29日に開催予定でして、主として次年度以降の府の取組みについて意見聴取を行う予定です。なお、一般就労の拡大に向けた今年度の府の取組みとして、就労系障がい福祉サービス事業所の支援者向けに「障がい者就労支援ガイドブック」を作成いたしました。概要については、本日の会議の参考資料として、１枚ものの資料がありますので、目次と簡単な内容が書いてありますので、参考にしていただけたらと思います。かなり現場の方に書いていただきまして、充実した内容となっています。

続きまして、資料中段の右側、工賃向上計画の推進に関する専門委員会の開催実績及び検討内容について報告いたします。工賃向上委員会の第１回目は9月16日に開催しまして、令和２年度の工賃及び優先調達の実績、また工賃向上計画支援事業の進捗状況、加えて工賃向上計画シートに基づく実行支援のアウトリーチ等について検討いたしました。主な意見については資料に記載しておりますので、またご覧いただけたらと思います。

第２回目は、先週3月22日に開催し、令和４年度の目標工賃額の設定について意見聴取したということです。次年度の検討項目、一番下になりますけれども、の計画の成果目標の達成に向けて、次年度の今後の取り組み等について審議する予定となっております。

就労支援部会からは以上です。

○会長

　ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

私から１点だけ、コロナの影響で、例えば就労継続支援の方々の工賃は影響受けておりますでしょうか。

○事務局

自立支援課です。平均工賃につきましては、本事業を開始して以来、ずっと少しずつですけれども右肩上がりで来ておりました。しかし、やはり令和2年度の実績につきましては、コロナの影響かというふうには想定しているのですけれども、前年度実績よりも減少をしてしまったというのが実態でございます。

具体的に、工賃額については令和元年度の実績が1万2688円でした。

令和2年度の実績がそこから若干落ちまして、1万2142円になってございます。

これについては全国の傾向も同様で、全国的にも同じぐらいの割合で減少してしまったというのが、令和2年度直近の状況になってございます。以上です。

○会長

ありがとうございました。

それでは最後になりますが、医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会につきまして、お願いいたします。

○委員

まず、最初に「医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会」の部会の名称を、去年の協議会でご指摘いただき、部会の方で議論いたしまして、この「依存度の高い」という言葉を「医療的ケアを要する」という表現が適切ではないかというご意見をいただいて、そのように改正することといたしました。配布した資料には、前のままの名称になっておりますけれども、今後、「医療的ケアを要する重症心身障がい者等支援部会」というように変更いたします。

今年度第１回部会としては昨年１０月に開催いたしました。令和３年９月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されたことに伴って、「医療的ケア児が各分野の支援を受けられるよう、必要な措置を講ずること」が各地方公共団体の責務として明記されました。今後より一層、府における医療的ケア児への支援が必要となることを踏まえて、現在の府の取組について報告するとともに、どのような支援が必要か討論いたしました。その結果、委員の方からどのようなニーズがあるか実態を把握して今後の施策を検討すべきということとそれから、医療的ケアの種類を把握し、それぞれの医療的ケアに合った支援をすべきというご意見をいただきました。

第2回は今年の3月に開催いたしまして、ここでは医療的ケア児支援センターの設置について、まず皆さんのご意見をいただきました。これは都道府県においてできる措置として、医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児及び家族からの相談対応、情報提供、助言その他の支援を行うこと等が明記されたことを踏まえて、府における医療的ケア児支援センターの設置に向けた今後の方向性を検討しました。その中で出された意見としましては、医療的ケア児支援センターを設置するにあたり、その中に今後の施策を検討する際に必要なニーズを把握するそういう機能をぜひ持たせてほしいという意見をいただきました。

もう一つは、医療的依存度の高い重症心身障がい者等の支援に関わるコーディネーターについてですが、これは令和３年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修実施状況、府内43市町村におけるコーディネーターの配置状況及び活動状況に関する調査結果、令和３年度医療的ケア児等コーディネーター情報連絡会実施状況について報告しました。令和3年度の検討結果のまとめですけれども、大阪府における医療的ケア児のニーズを把握するために「医療的ケア児実態把握調査」を実施すること、及び令和５年度の医療的ケア児支援センターの設置に向けた検討を行うために「医療的ケア児支援センター設置検討ワーキンググループ」を設置することを決定いたしました。

この設置ワーキンググループの中に、先ほどセンターの中でぜひ必要なニーズを拾い上げる機能を持たせてほしいと言われた委員も参加していただいて、活発な議論が本当にそのセンターの非常に理想的な形で設置できるようなワーキング活動をできるようにいたしました。その下に書かれている部会名の改正は先ほどご説明した通りでございます。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。それではただいまのご報告の中にございましたが、部会につきまして名称変更ということにつきまして、先に意見交換してまいりたいと思います。

先ほどの説明でございますが、今後この部会を「医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会」に名称変更をする、このことについては、ご異議ございませんでしょうか。

○委員（異議なし）

○会長

それでは事務局の方で、この本協議会及び部会の要綱改正につきまして、よろしくお願いします。次回から変更後の名称とさせていただければというふうに思っております。

先ほどの部会の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

では以上で、部会の報告が終了いたしましたが、ここで改めまして、各部会の報告、あるいはその前の議題1でも結構でございますが、ご意見ご質問等がございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

各部会の報告様式が変わりまして、とてもわかりやすくなったと思います。ありがとうございます。

その上で、一昨年のこの自立支援協議会で申し上げたのですが、やはりコロナの影響はとても大きいと思っており、これまで各部会でマニュアルや、手引きや、そういったものを大阪はたくさん出しているのですけれども、それをコロナ仕様に少し加味をしていただく、追記していただく必要があるのではないかと思っております。

やはりコロナの影響で、なかなか直接会って支援することが出来なくなり、リモート支援という新しい手法、あるいは会議もスカイプを用いたり、サービス等調整会議もリモートで会議をするというところが一般的になってきたと思うのですけれども、そういったことがマニュアルにはどこにも載っておりません。ぜひ、これまで出されたそういうマニュアルを各部会で、少し追記をしていただきたい。そうするともっと現場で使いやすいようになるのではないかと思っております。

それからもう１点は、部会を構成して、大変精力的に活動していただいていることを本当に感謝申し上げますけども、部会になっていない、要はそれ以外の課題がたくさんあると私は思っています。再三自立支援協議会で申し上げてきましたが、例えば去年、1年前ですけれども、障がい者計画が取りまとめられました。そこには、たくさんの課題が載っております。それを少し整理をしていただいて、この課題はどうか、あの課題はどうかという課題マップといいますか、課題の見取り図を、ぜひ作っていただけたらなと思っています。

その上で優先順位をつけて、これまでの部会で検討する内容、あるいは新しく部会を立ち上げなければならないような、そういうふうな課題が多分あると思いますので、そういう検討を是非お願いをしたいなというふうに思っております。

以前、総合調整部会とか企画調整部会というような名称を申し上げましたが、要はそういう課題を整理した上で大阪府として具体的に取り組んでいくことが必要だと思います。以上です。

○会長

ありがとうございました。

まず1点目のコロナについては、各部会単位というよりは、問題は障がいだけにとどまらず、全領域で、ポストコロナ、ウィズコロナで、注意して考えないといけないようなものもあるかなとは思いますけれども、府として何か、ウィズコロナ、ポストコロナに関して、例えば福祉の支援で共通版であったり、何かそういった資料等はあったりするのでしょうか。

あるいは、それを参照してくださいという形もあるかとは思うのですけれども、検討状況や何かそういうものがあるかどうかについては、いかがでしょうか。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。

現時点で障がい、福祉で共通のリモートの支援に関するマニュアルや指針といったものはございませんので、また検討していきたいと思います。

○会長

各部会で確かにその特性に合わせて個別に検討をしていくということも大事ですけれども、やはりまず大前提として、気をつけることやこういうやり方がある、ということは、一定共通の部分があるかと思います。部会単位で行くのかあるいは「府版」としてやっていくのかという大きなところを決めておいていた方が良いかと思いますので、こういう意見があったということを持ち帰って頂ければと思います。

２点目の調整会議、運営会議、あるいは課題の見取り図というところになりますが、このあたり自立支援協議会での議題なのか、それとも、府が抱える課題のうち、これは行政課題、これは地域の課題、というところまで考えると、府で一度整理の必要があるかと思うのですが、併せて運営会議等々についての、ご意見等がございましたら事務局のほうからお願いいたします。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。

都道府県の自立支援協議会の役割ですけれども、これは障害者総合支援法におきまして、地域における障がい者等への支援体制に関する課題についての情報共有、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、大阪全体の支援体制の整備に向けた主導的役割を担う協議の場とされております。これを踏まえまして、平成29年度に大阪府障がい者自立支援協議会と障がい者施策推進協議会との機能の整理を行っております。

先ほど出ました障がい者計画および障がい福祉計画の策定、またその進捗管理、行政計画に関する事項については主に障がい者施策推進協議会において協議するということとされております。自立支援協議会においては、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援を通じた地域における障がい者支援のバックアップを主に協議するというふうに整理されたところでございます。その具体的な方法としまして、議題1にありました府内全域の地域自立支援協議会に対してアンケートやヒアリングを実施することで、地域自立支援協議会における取り組み事例や各協議会が直面している課題等について把握して、必要に応じて、大阪府障がい者相談支援アドバイザーと連携しながら地域自立支援協議会に対する助言と後方支援を実施しているところでございます。また地域自立支援協議会を対象に意見交換会を行うことで、その課題解決に繋がる気づきを促すなど地域自立支援協議会の活性化を目指すことを実施しております。それ以外の政策課題については、先ほども報告のありました各部会専門部会において、府内の状況や課題を把握し整理していくことを検討しているところでございます。

○会長

ただいま、調整部会や総合企画部会ということに関して、ご意見がありましたが、他の委員のご意見等ございませんか。

○委員

実は、医ケア部会については、多分この自立支援協議会から提案がなされて立ち上がって、そちらについての検討が進んだというふうに理解をしています。

それと同じように、例えば強度行動障がいの方の支援、これはどこの部会でやるのでしょうか。これはとても自立支援協議会のテーマとして大きく、あるいは各市町村で事例として困っており、府としてどこかで検討する必要があると思います。

それからもう一つは人材の養成、人材育成、これは確かに自立支援協議会があるのですが、むしろ今、人材確保で皆さん困っていて、養成しようにもその人が来ない、特にコロナの影響でその現場のしんどさが社会の方にありまして、この業界に人が来ない、事業として維持できない、そういう危惧を感じています。”人材確保”についての検討はこの場でいるだろうというのも思っています。挙げさせていただきますとたくさんありまして、自立支援協議会の課題として皆さんで共有し、共に検討することが必要だと思います。

そういう意味で、この少しの課題の洗い出しをしていただけませんかということであります。それは障がい者施策推進協議会の方の役割だというような話であれば、そちらでも結構でありますけども、そちらの方で確実にやっていただいて、自立支援協議会にフィードバックをしていただければと思います。以上です。

○会長

ありがとうございました。

まず、参考までに、強度行動障がいについては、府がモデル事業をしながらの探りをいれはじめて重点的にやっていこうかという、まさに過渡期になっているかなというイメージになります。

今後それを自立支援協議会で部会という形までもっていくのか、あるいは違う形になるのか、それと人材確保については、合議体の方が望ましいのか、それとも施策が正しいのか、その意味では課題の整理という部分をまずしていただくということが大事かもしれませんね。

その上で、総合企画部会なり調整部会なりが必要かどうかというのを改めて議論していければと思っております。おそらく一長一短ありまして、部会を作れば、そこがトップダウン的におろしてしまうということは避けなければいけないんですが、どうしてもそういうきらいがあります。肌感覚ですけど、自立支援協議会なりは部会から上がっていくといいますか、そこが活性化してはじめて意義のある形になるのかなと思いますので、そこにコントロールタワーという部分が果たしてふさわしいかどうかというのは整理をしていただいた上で議論ができればと思っております。

今日のところは結論までは出ませんけれど、引き続き府のほうで整理をお願いしたいと思います。それでは、他に意見があればよろしくお願いします。

○委員

先ほどの総合調整部会の話に関連してですが、もしこういうことも議題として考えられるのであればご検討いただきたいという点についてお話させていただきます。

私は大学の人間ですので、大学における障がい学生支援というのは大きな課題になっておりまして、差別解消法では、大学、特に私立の大学は事業者ということで今まで努力義務でありましたが、今後法的義務となります。キャンパスの中では事業者の責任で支援を行ったらよいかと思うのですけれども、キャンパスの中だけでは障がい学生の生活は完結しません。家から通わないといけないし、遠方から来る学生には居住支援も必要になりますし、卒業後の就職をどうしていくのかという問題も出てきます。今問題になっているのが、専門学校です。専門学校も今回法的義務が課されるというところで、ただノウハウがないので困っているだろうと。そういうところで各自治体とトラブル、というと語弊がありますけれど、困ったことが転がっているはずだと思うのですが、それがなかなか上がってこないという状況がありますので、そういうことがあるのだということを認識いただいて、各自治体レベルでも検討出来たら、あるいは、トップダウンになってしまうかもしれないのですけれど、必要に応じて働きかけていただくということをお願いできたらと思います。

○会長

委員のお話に私もはっとさせられましたが、確かに下宿生の場合は、住所を移してなくて、それがために支給決定が出る、出ない問題も含めて、大学外のところでの生活支援をどうするか、専門学校のどこまでがこう支援の対象に入ってきているのかというところはございます。

このあたり、もしよろしければ、府から支給決定されてる市町村等に照会をかけることや、あるいは専門学校等にヒアリングをしていただくという形でも、検討いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員

昨年も言いましたけれども、各市町村に相談支援専門員が行政の委託という形でされていると思います。行政の運営が厳しくなってきている状況の中で、相談支援専門員の身分が正職員ではなく、非正規の方がおるかと思います。私どもの協会も二つ事業所を持っておりますが、正規職員としての給料を支払うことが困難になっております。机上の理論ではなく、現場の相談支援専門員が抱えていることとして、そういった身分、非正規が多いということで、辞めてしまわれる方が多くなっています。

先ほど委員がおっしゃいましたように、人材確保が非常に難しいという状況になっているのではないかと思われます。

昨年のこの場でも、大阪府、市で相談支援専門員の身分の調査をやっていただきたいということは申し上げたと思いますけれども、座長の方からもそういう意見をいただいたと思います。ただ今日のところ、そういったことについて何も報告がないのですけれども改めてその点について伺いたいと思います。

○会長

このあたり事務局のほうで、人材確保、あるいは人材育成、身分といったもので把握されていることはありますでしょうか。

○事務局

地域生活支援課でございます。相談支援専門員の身分に関して、私の方から相談支援担当ということで説明をさせていただきます。

今、ご指摘がありました相談支援専門員が正規であるか非正規であるかといったことに関しまして、今委員がおっしゃっていただいたのは、障がい者相談支援事業に係る委託相談支援に係る委託料が非常に少ないので、障がい者相談支援事業所の職員が非正規になっているということであるかなと思っております。

併せて計画相談支援、いわゆる障がい福祉サービスの計画相談支援につきましても、報酬は非常に少ないということで、非正規の方も多いという両方の課題があると認識しております。結論から申し上げますと、雇用の状況に関しましては、厚生労働省も課題認識をしておりまして、年に1回調査をしております。非常に膨大な細かな調査でございますので、本日資料としては提供してございませんが、今日、前回課題ということでおっしゃっていただいたのに、答えがないというようなお申し出でございましたので、資料としては提供させていただきたいなと思っております。

その上で、また課題と思われるようなことにつきまして、ご意見とご議論いただければと思っております。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。人材確保について、私から簡単にお伝えさせていただければと思います。

大阪府では、大阪府介護福祉人材確保戦略というものを取りまとめて、オール大阪で人材確保等に向けた取り組みを進めているところでございます。先ほど話題にのぼりました障がい者計画におきましても、この戦略との整合性をとりながら進捗管理等を進めておりますので引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

また情報だけ一旦出していただいて、おそらくこの問題は府、県問わず共通のものかと思いますので、情報だけは少なくとも共有していければと思います。ありがとうございました。

それでは、まだまだご意見はあるかと思いますけども、時間の関係上難しかった場合には後ほど事務局にお寄せ頂きたいと思います。

最後の議題は「3．その他」ですけれども、議事録を拝見すると、「ケアマネジメント推進部会」の名称変更という部分が、あったかと思います。これについて、事務局の方から説明をお願いできますでしょうか。

○事務局

地域生活支援課です。ケアマネジメント推進部会の事務局をさせていただいております。前回の親会（協議会）の際に、委員から、相談支援専門員という名称がなかなか定着していないという危惧とともに、「ケアマネジメント推進部会」という部会名が、介護保険のケアマネさんの呼称と類似、共通することから混同するような名称であるので、相談支援という言葉を定着する意味においても名称を変えるかどうかというようなご意見があったかと存じております。

３月にあった第２回の部会の際に、ざっくばらんに委員の方へのご意見等をお伺いしました。相談支援という言葉、例えば相談支援推進部会というような部会名にするということに関しまして、現在の制度名をつけるということで、「未来に向けて相談支援という名称を定着させていくという意味で、非常に効果的ではないか」というようなところの意見が一つ、それから一方でなんですけれども、ケアマネジメント推進ということであれば、個別支援における小さなケアマネジメント手法の推進という言葉と併せ持って、個別の課題を集積して大きな支援システムや支援の風土を作っていくという大きなケアマネジメントの推進という、二つの意味があるかと思っております。

大阪府におきまして、過去にケアマネジメント推進事業というものを全国に先駆けてさせていただいた際には、小さなケアマネと、大きなケアマネ、この両方というふうに理解しておりまして、その当時のことをご存知でした委員の方からは、「旧ケアマネジメント推進部会」という名前でもいいからケアマネジメントという名称を残しておいてはどうだろうかというような率直なご意見もございました。このような結果を踏まえまして、この件につきましては、ケアマネジメント推進部会自体がそもそも5人の部会員に構成しておりまして、うち2人が行政職ということで、実質現場の方3人というような状況ですので、もう少しいろんな方のご意見を聞いた上で検討させていただきたいなと思っております。今回はちょっと預かりということでさせていただけたらと思っております。

○会長

ありがとうございました。

この場で、即決めるというのは難しいかと思いますので、関係者の意見を聞きながら、継続してまた後ほどお答えを出していただければと思います。ありがとうございました。

以上で、予定しておりました議事は終了いたしました。

他に特にこれだけはということはございませんでしょうか。それでは事務局にお返ししたいと思います。

○事務局

本日は委員の皆様にはご意見を賜り、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和3年度第2回大阪府障がい者自立支援協議会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

了